

南三陸町長 佐 藤 仁 殿

南三陸町情報公開・個人情報保護審査会
会 長 及 川 利 征

死者を本人とする個人情報の開示請求権の設定について（答申）

平成20年3月24日付け南三総第1309号で諮問のありましたこのことについて、当審査会の意見は下記のとおりです。

記

1 審査会の結論

貴実施機関（南三陸町長）において、南三陸町個人情報保護条例（平成19年南三陸町条例第4号。以下「条例」という。）における死者を本人とする個人情報の開示請求権に関し、「診療報酬明細書及び当該診療報酬明細書に添付された書類に記録されている情報、診療録その他の医療行為に関する書類に記録されている情報及び介護保険法に基づく要介護認定・要支援認定に関する情報」を条例第15条第1項第3号イに規定する情報として定めることについては、当審査会として否定する理由はない。ただし、関係する事務の執行に当たっては、3の事項に留意されたく申し添える。

2 1の理由

死者を本人とする個人情報は、その多くが当該死者が生存していたとするならば自身が当然に主張、行使できた、或いはできるであろうとする権利等に関わる事項を含有するといった性格を有し、個人情報の本人が死亡した後においてその個人情報の開示等を一律に制限することは、その開示等が死者の名誉その他の正当な利益を害するおそれがない限り、死者の配偶者等が通常として有する、或いは有することとなる権利等を制限し、結果、正当な個人の権利利益を保護するといった条例制定の目的自体を否定するおそれさえ有する。

本件は、条例施行前においてある程度保障されていた権利等について、当該権利等を条例に基づき正規に設定するものであり、その定めることが特に死者の名誉その他権利利益を侵害することとなるといったおそれはなく、また、条例の趣旨を逸脱或いは否定するものではないと認められる。

3 留意されたい事項

(1) 条例第17条（個人情報の開示義務）の規定によることについて

実施機関における個人情報の開示については、条例第17条においてその義務が規定されている。この点に関し、例えば、廃止前の南三陸町診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要領（平成17年南三陸町告示第33号）、廃止前の公立志津川病院診療情報提供実施要綱（平成17年南三陸町訓令第67号）においては、開示に係る判断についてある程度の裁量の範囲が存在していたものと見られるが、開示に係る判断は、個人情報の本人の生存の有無にかかわらず、当然に条例第17条の規定を踏まえ、行うこと。

(2) 条例第22条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定の適用について

上記のとおり、開示に係る判断は条例第17条の規定を踏まえ行うべきものであるが、本件において条例第15条第1項第3号イに規定する情報として定める情報には、第三者（条例第22条第1項において定義する第三者をいう。）に関する情報を含むものが多いものと考えられることから、当該第三者の権利利益の保護にも着眼し、第三者に対する意見書提出機会の付与等について適確に判断の上、必要な対応を行うこと。